

-新型コロナで相次ぐ期日延期 仕切り直しの出発へ-

神戸石炭火力訴訟 1年8ヶ月を振り返る

神戸製鋼石炭火力訴訟は、2018年9月14日付の民事訴訟提訴から始まり、2018年11月19日付で行政訴訟を提訴し、それぞれ2～3か月に一度のペースで裁判期日が開かれ、現在それぞれ第6回期日を経ています。

2020年4月にそれぞれ予定されていた第7回期日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取消しとなり、次回期日は調整する予定(民事訴訟については6月30日の期日が予定)となっています。

今回のニュースレターでは、2つの訴訟を小括して、裁判の終盤へ向けた注目ポイント、そしてこれからの活動で訴えていく点について声を盛り上げていくことができればと思います。

民事訴訟について

①訴訟の概要

神戸製鋼所新設発電所の周辺の住民40人が原告となり、神戸製鋼所と子会社のコベルコパワー神戸第二、そして発電された電力の受給契約をしている関西電力の、3社を被告として訴えを提起しています。原告が求めていることは、発電所を「作るな、動かすな、動かさせるな」です。神戸製鋼とコベルコパワーには新設発電所の建設や稼働の差止め、関西電力へは電力発電の通告(通告に従って神戸製鋼側が発電所を稼働させる)をするなということを請求しています。石炭火力発電所が稼働することで、PM2.5などの大気汚染物質や温暖化の原因となるCO₂を排出します。これらの周辺環境への影響につき、神戸製鋼が行った環境影響評価手続は、PM2.5を評価項目に挙げていないなどの点で不十分な手続でした。

②訴訟の経緯

原告らは、新設発電所からの、長期間、大量の大気汚染物質の排出による健康被害のリスクに対し、これを健康平穏生活権(健康被害から護られ、平穏に生活する権利)の侵害であると主張しています。また、温暖化の原因物質であるCO₂を長期間、大量に排出にすることにより地球温暖化が進行し、気候変動による被害のリスクとなり、安定的な気候を享受する権利の侵害であると主張しています。

被告らは、①他人の行為を辞めさせるほどの権利がないこと(権利性要件)、②PM2.5が環境影響評価の項目に挙がっていなくとも、現在の法制度に則って“適法”に行っていること(適法性)、③関西電力については、新設発電所の建設稼働については無関係である、関西電力が発電の通告をしなくとも神戸製鋼側が発電する(共同行為性)、などの反論をしています。

これらへの反論として、①権利性要件については、大気汚染物質が周辺住民の健康を害するという因果関係を示すため、大気汚染のシミュレーションを専門家に依頼するなどの主張立証を準備中です。②適法性については、行政法規に則っていれば足りるのではなく、周辺住民の健康被害をなくす必要がある。③関西電力の共同行為性は、神戸製鋼と関西電力との電力受給契約書をもとに、「全量供給」である事実を指摘し、関西電力が発電の通告をしなければ、事実上、神戸製鋼は発電をしない(発電をしても売電先がない)という点を指摘して、事業活動の一体性を主張しております。今後、専門家の意見に基づき、主張立証を補い、被告の主張に反論してゆきます。

行政訴訟について

①訴訟の概要について

神戸製鋼所新設発電所の周辺住民を原告として、国(処分庁経済産業省)を被告として訴えを提起しています。行政訴訟では、処分の取消等を求めています。環境影響評価手続の最終的な書面である神戸製鋼作成の評価書に対して、国がお墨付きを与える確定通知がありますが、この確定通知の発出要件である「環境の保全について適切な配慮」について、神戸製鋼は、PM2.5を評価項目に挙げず、不十分な環境影響評価しか行っていないと主張しています。よって、「環境の保全について適切な配慮」が行われていないにもかかわらず、これがなされているとした国の判断は違法で、処分は取り消すべきであると求めています。

② 訴訟の経緯

行政訴訟に特有の議論として、訴えの対象が適切か否かという「処分性要件」、訴えを起こす主体が適切か否かという「原告適格要件」などの訴訟要件があります。訴訟要件を満たさないと、大気汚染や気候変動の問題など、内容の判断に入らずに訴訟は却下され、いわば門前払いとなります。被告からの却下を求める反論に対し、原告から電気事業法の仕組み、環境影響評価手続との関係性から、処分性及び原告適格を肯定すべきと主張してきました。第6回口頭弁論期日にて、裁判所から、「いつまでも訴訟要件の議論をするのではなく、内容の議論をしましょう」との訴訟指揮がありましたので、一定程度、訴訟要件はクリアしたものとされます。内容の議論についても、裁判所からは、双方に主張を早期に提出するように求め、専門家の証人申請も準備を早めるよう言及されました。今後は、環境影響評価手続や大気汚染、温暖化について専門家の意見を頂き、証人申請を準備しております。

まとめ

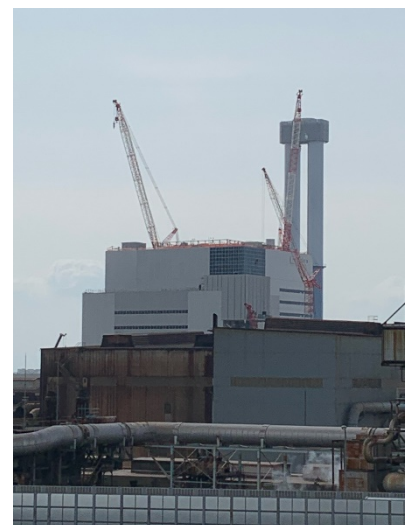
いずれの訴訟についても、それぞれ6回の期日を重ね、双方から主張反論が繰り広げられて、争点が明確となり、訴訟は終盤を迎え、これまで以上に攻防が激しくなっていくと予想されます。今後もニュースレターをはじめ、WEB等でも情報発信してまいりますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願いいたします。(弁護団:喜多啓公)

原告の声 コロナと環境問題 私の咳が止まったのは？

新型コロナの影響で命とくらしが脅かされ経済活動が滞る中、環境に変化が表れています。一時的なものであるにせよ、中国では二酸化炭素の排出量が25%も減ったとの分析もあります。また、ドイツのオーゲン博士らが、イタリア、フランス、スペイン、ドイツを対象に行われた調査によると、大気中の二酸化窒素の濃度の高さが、コロナウイルス感染者の病状悪化に関連している可能性があるとの研究結果もあります。緊急事態宣言が出された兵庫県は多くの施設が休業に追い込まれ、その結果電気の需要がかなり減っていると思われます。これまで職場でも自宅でも、よく咳をしていた私は、「この頃、咳が出ないね」と周りから言われます。

“そう言えば咳をしていない！ 神鋼石炭火力の2号機は定期点検(4月1日から7月中旬)で、1号機は4月27日から5月7日までストップしています。さらに、車の通行量が減って、空気がよくなっている！”疑問が確信に変わった瞬間でした。

大量生産や大量消費などがいかに人体や地球環境に影響を及ぼすか、身をもって体験しています。しかし、安心してはいられません。コロナ禍でも神鋼石炭火力発電所3号機、4号機の建設工事は着々と進め、深夜にも作業の音が自宅にも響きます。4月11日には、工事作業中に死亡事故も起きています。緊急事態が発令され不要不急のもの以外は自粛が要請されている中での工事の強行は許せません。コロナが収束すれば経済活動は再開され、何もなかったかのように二酸化炭素や大気汚染物質がこれまでと同じように排出され、温暖化が進み、せき込む日々がやってくるのです。(原告 近藤秀子)



建設が進む3-4号機の建屋と完成した煙突

緊急事態宣言が明けた。冗談でも「明けてしまて・・・」など書いたら、不謹慎だと大炎上しそうだ。そういえば正月は、前日判明したゴーンの逃亡劇とオリンピックがテレビを賑わせていた。しかし、大晦日には武漢での原因不明のウイルス性肺炎の発生が日本でも小さく報道されていたのだ。誰がこんな2020年を想像できただろう。

その後は、中国帰りの国内初患者(16日)、武漢封鎖(23日)、関西のバス運転手感染(29日)、クルーズ船横浜入港(2月3日)、首相の学校臨時休校要請(27日)、特措法成立(3月13日)、小池都知事ロックダウン示唆(23日)、オリンピック延期(24日)、志村けん死去(29日)、緊急事態宣言(4月7日)、専門家会議・人との接触機会8割減提言(22日)...

駆け足でおさらいしたのは、記憶に新しい段階で、日本が「接触8割削減(たまたま2050年のCO₂削減目標と同じ)」に一時的にせよ向かったファクターを検証したいからだ。危機が人々の行動を変容させる要素として①命、②科学、③歴史、④メディア、⑤リーダーシップをとりあげたい。

他人事ではない自分の「命」の問題となれば世の中は動く。当初の少しやっかいなインフルエンザという楽観論は、志村ショックで吹き飛んだ。危機のリアルな認識のためには、有名人の犠牲を必要とするのか。ただ、今回は「人類の滅亡」が現実にあることを実感できたのではないか。気候変動では、命を守るためにhomeにstayできない人が大量に出るのだ。

次に、**科学的情報への信頼性**。今回、専門家等への「空騒ぎ論」や「御用学者」批判は原発事故の後ほど強くない。「死」や「疾病」という明らかな「現実」があることと、医学者らの独立性がこれまでのところ信頼されているからだ。ただし、コロナが急性疾患だとすると、気候変動は慢性疾患。身近な「事実」とそれを説明する「科学」の距離を縮め、可視化する科学的コミュニケーションが重要だ。**歴史認識**については、百年前のスペイン風邪の3つの山が何度もリマインドされ、慎重な政策の根拠となっている。サーズ(03年)、マーズ(12年)も踏まえて、ウィズコロナという認識が急速に広まった。農耕や牧畜から始まる文明化は、自然の中へと境界を押し進め、ウイルスや細菌を集団社会にもたらして、時には文明の大変動や滅亡をもたらした。生態系の破壊がコロナを招き入れ、繰り返し人類の持続可能性を脅かしている。この歴史観が、コロナの教訓を気候変動に生かすだろう。

メディアは、良くも悪くも1億総自粛について多大な「貢献」をした。しかし、「なぜこの危機が起こったのか」「同じ構造のもと他にも備えるべき危機があるのではないか」といった深掘りは不十分だ。また、**コロナも気候変動も弱者にもっとも過酷な影響をもたらす。**メディアは国内外の不平等性にもっと焦点を当てるべきではないか。

リーダーシップについては、初動対応につまずき、国民との意思疎通も十分できず後手に回る安倍政権への信頼がますます失われている。ところが、自粛を国民に「要請」し続け、国民がそれに従うという世界でも稀な「自主的取り組み」は、現時点では「成功」したように見える。その結果、命よりも目先の経済を優先してかえって事態を深刻化させた当初の失敗への反省が曖昧になりそうだ。業界に配慮した自主的取組の枠組みも維持されそうで、コロナ後も気候変動への強いリーダーシップは期待できそうにない。

根本的な問題は、ウィズコロナの世界で、どこを目指して経済を復興するのか、長期ビジョンが示されていないことだ。「小さい」「遅い」「役に立たない」といわれる「アベノマスク」は、このままでは「アベノリスク」の象徴として記憶されるだろう。巨額財政出動は、危機を招いた側の者の焼け太りを促進する「ショックドクトリン」に飲み込まれていく。不況に沈む重厚長大・エネルギー産業の保護のために、またぞろ多額の公的資金が投入され、時代遅れのCO₂巨大排出国が「取り戻す日本」になってしまいかねない。

そうならないために、ウィズコロナ社会において、**気候変動に取り組む運動は、共通原理＝持続可能性、エネルギー政策＝脱炭素、社会構造＝分散型(権力としては地方分権)、ライフスタイル＝環境指向を積極的に打ち出そう。復興原理としてのグリーンニューディールを議論し、提案していこう。**太陽のコロナは月の影からその輝きを見せる。コロナが宇宙の闇に浮かび上がらせる「環」が私たちの進むべき道を照らしている。

これまで2つの裁判で、多くの方々に傍聴席に駆け付けていただき、大変心強いサポートを受けながら訴訟を進行することができていることに感謝申し上げます。この間、新型コロナウイルスの感染拡大により、裁判期日の取り消しが相次ぎました。また、感染拡大防止の点から、集合形式での報告会や、学習会の開催が難しい状況にあります。みなさまと直接、お会いする機会をなかなか作ることができず、残念でなりません。

しかし、コロナ禍であっても、着々と進む3-4号機の建設を前にし、いつまでも手をこまねているわけにはいきません。原告幹事、弁護士、神戸の石炭火力発電を考える会では、新しい情報発信・活動について検討を重ねてきました。その結果、当面は感染症対策の観点からも、インターネットを活用したオンライン中心の情報発信を行っていくこととしました。

5月22日に企画したWEB報告会では、全国各地から70名の方々に参加いただくことができ、訴訟への理解を深めていただくことができました。今後も、神戸、そして日本全国へ発信し、石炭火力の問題、気候危機への対応を強く訴えていきたいと考えております。引き続き、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

SNSの活用について

神戸の石炭火力発電を考える会では、HPのほか、facebookページ、Twitterを運営しております。また、新たにYouTubeチャンネルも活用していく予定です。スマートフォンのYouTubeアプリからもご視聴いただけます。第一弾として、原告からの3-4号機の建設現場の様子をリポートする動画をお届けします。ぜひ、現地の様子をご確認ください。

また、Twitter、facebookページでは、気候変動訴訟がどんなものなのかを解説したスライドを作成し、掲載しております。10枚のスライドで、気候変動訴訟の概要を知ることができます。ぜひ、ご覧ください。



【神戸石炭訴訟・現地報告】
神戸発電所3-4号機の建設現場は？

3-4号機
建設現場より
報告動画
QRコード



気候変動訴訟って？

気候変動に関する科学や政策を争点とし、司法の判断を問うもの

世界 約40カ国以上で
1,557件あり

※広域裁判所で扱われた事件を含む

出典：sabin center databaseなど



気候変動訴訟
概要スライド
掲載ページ
QRコード



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル
神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobecclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ 今後の裁判期日について



民事訴訟 第7回期日

日時:2020年 6月30日(火)14:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

裁判期日報告会は、新型コロナウイルスの感染予防のためWEBでの配信を予定しております。

裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染予防策として、裁判所においても原告席、傍聴席が大幅に減らされています。当日、お越しいただいても、裁判を傍聴いただけない可能性があります。予めご了承ください。

神戸石炭火力訴訟 WEB報告会のお知らせ

傍聴席の縮小を受け、WEB形式の報告会を開催致します。弁護士より裁判の進捗について報告させていただきます。ぜひ、ご参加ください。(詳細はHPにて)

日時:2020年6月30日(火)15:30より(予定)